

# 盛土規制法に基づく規制区域(中間案)に関する

## 御意見を募集します！

令和3年7月の静岡県熱海市において発生した土石流災害を契機に、危険な盛土等を包括的に規制するため、宅地造成等規制法が法律名・目的も含めて抜本的に改正され、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が令和5年5月に施行されました。

この法律に基づき、都道府県知事等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等は許可等が必要になります。

このたび、宮城県では、規制区域(中間案)を取りまとめましたので、県民の皆さまから、当該中間案に対する意見を募集します。



盛土規制法のことなら何でも言っているのかなあ？

今回は規制区域案(中間案)に対する意見を募集しているよ。



### ★ 規制区域(中間案)の公表場所

- 建築宅地課(県庁9階)
- 県政情報センター(県庁地下1階)
- 各地方振興事務所県政情報コーナー(仙台地方振興事務所を除く)
- 建築宅地課のホームページ(右記QRコードからもアクセスできます。)  
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html>)



### ★ 意見の提出方法

担当	担当 宮城県 土木部 建築宅地課 開発防災班 電話:022-211-3244 ※電話による意見提出はできません
記載事項	任意の様式に、次の事項を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)</li><li>・ 住所(団体の場合は所在地)</li><li>・ 電話番号</li><li>・ 規制区域(中間案)に関する意見</li></ul> ※記載事項の全てが記載されていないものは、意見として受付できません。
提出方法	【郵送】 〒980-8570(住所記入不要) 宮城県土木部建築宅地課 宛 【ファクシミリ】 022-211-3191 【電子申請フォーム】 みやぎ電子申請フォーム(上記QRコードからアクセスしてください。)
申請期限	令和6年9月17日(火)から令和6年10月16日(水)まで

### ★ 今後の予定

皆様からいただいた御意見とそれに対する県の考え方につきましては、12月頃に上記の「公表場所」において公表する予定です。(氏名、住所、電話番号については、公表しません。)

なお、皆様からいただいた御意見に対する県の考え方について、個別に返信することはありません。